平成２５年（フ）第２０５号
山形市美畑町３番42号、前住所神奈川県川崎市宮前区土橋６丁目５番地１　藤和宮前平ホームズ408
債務者　冨坂恵美子
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３２号
埼玉県児玉郡神川町大字元原10番地３　平成荘Ｂ－９
債務者　三星　雅之
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３４０号
埼玉県比企郡吉見町大字長谷1567番地67
債務者　小森　春彦
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３４１号
埼玉県桶川市下日出谷西１丁目12番地の２　桶川昭和ビル305号
債務者　小森　　孝
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３４２号
埼玉県桶川市下日出谷西１丁目12番地の２　桶川昭和ビル305号
債務者　小森　健司
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３５８号
埼玉県大里郡寄居町大字用土5437番地14
債務者　岡部　政樹
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１３５号
松江市古志原６丁目１番22号後側
債務者　足立　　淳
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４２６号
愛知県豊田市日之出町１丁目15番地５　コーポ梅村103号
債務者　泉　　哲夫
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４３８号
愛知県西尾市吉良町宮崎中新居68、住民票上の住所愛知県名古屋市天白区鴻の巣２丁目214番地　ウイング錦103号
債務者　石川美紀子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５１号
愛知県碧南市坂口町３丁目137番地１
債務者　城間　憲幸
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４９５号
埼玉県春日部市西八木崎３丁目４番13号
債務者　碇屋　美月
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４９６号
埼玉県春日部市西八木崎３丁目４番13号
債務者　碇屋　主税
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５２６号
埼玉県越谷市赤山町２丁目230番地　ＭＴライムズⅡ203
債務者　田嶋　直樹
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
千葉県銚子市春日町3450番地
債務者　須之内偉守郎
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第５１９号
神奈川県伊勢原市板戸124番地の１　プランドールＫ・Ⅱ201号、前住所神奈川県小田原市飯田岡83番地の７　池田ハイツ205Ａ
債務者　松澤　武男
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１７９号
新潟県長岡市宝４丁目６番地30　ランドマーク宝Ⅱ棟205号室
債務者　渡邊　聖子
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１９１号
新潟県長岡市脇野町1321番地
債務者　高野　達雄
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係